

第 6 次長洲町総合振興計画

後期基本計画

(令和 7 年度～令和 10 年度)

(案)

長洲町

ごあいさつ

別途掲載

目 次

1 後期基本計画体系	…	1
2 リーディングプロジェクト	…	2
基本目標 1 安全・安心で自然豊かな住みよいまち		
つくるまち① 地域の特性を活かした土地利用が行われるまち	…	3
つくるまち② 安心して暮らせる住まいと住環境が整ったまち	…	5
つくるまち③ 効果的に道路網が形成され、利便性の高い公共交通体系が構築されたまち	…	8
つくるまち④ 生活環境を保全し資源が循環する環境にやさしいまち	…	11
つくるまち⑤ 自然を大切にした豊かな自然環境を守るまち	…	13
つくるまち⑥ 交通事故や犯罪がなく安全に生活できるまち	…	14
つくるまち⑦ 災害に強く安全に安心して暮らせる強靭なまち	…	16
つくるまち⑧ 安全な水を安定して供給するまち	…	19
基本目標 2 子どもの生きる力を育み夢と希望に満ちたまち		
つくるまち① 親と子が安心してこころ豊かに子育てができるまち	…	21
つくるまち② 主体性を持ち世界に羽ばたく人を育むまち	…	24
つくるまち③ 質の高い教育環境が整備され、地域とともに子どもたちを育むまち	…	26
基本目標 3 誰もが健康で生きがいを持ち自分らしく生活できるまち		
つくるまち① 高齢者が元気で活力にあふれ、安全・安心・健康に暮らせるまち	…	28
つくるまち② 安心して暮らせる思いやりと助け合いのあるまち	…	30
つくるまち③ 生涯にわたって誰もが元気で健康に過ごせるまち	…	32
つくるまち④ 障がいのある人が安心していきいきと暮らせるまち	…	35
つくるまち⑤ 生涯学び、学び合いながら自分らしく生活するまち	…	37
つくるまち⑥ スポーツの力で活力ある明るく元気なまち	…	39
基本目標 4 強い産業を創出し魅力に満ちたにぎわいのあるまち		
つくるまち① 豊かで強い農水産業が営まれるまち	…	41
つくるまち② 「ながす金魚」を活かしたにぎわいのあるまち	…	44
つくるまち③ 地域産業が発展し、雇用環境が充実したまち	…	46
基本目標 5 誰もがまちづくりに参画し人が輝くまち		
つくるまち① 誰もがいきいきと個性と能力を發揮できるまち	…	48
つくるまち② 地域コミュニティ活動が活発に行われるまち	…	50
つくるまち③ 一人ひとりの個性と人権が尊重され、多様な人材が活躍するまち	…	52
計画の実現に向けた行財政運営の方針		
つくるまち① 行政サービスの利便性の向上	…	54
つくるまち② 健全で効率的な行財政運営	…	56
つくるまち③ 公共施設の適正な管理	…	58

基本計画

1 後期基本計画体系

基本目標	つくるまち
1 安全・安心で自然豊かな住みよいまち	①地域の特性を活かした土地利用が行われるまち ②安心して暮らせる住まいと住環境が整ったまち ③効果的に道路網が形成され、利便性の高い公共交通体系が構築されたまち ④生活環境を保全し資源が循環する環境にやさしいまち ⑤自然を大切にした豊かな自然環境を守るまち ⑥交通事故や犯罪がなく安全に生活できるまち ⑦災害に強く安全に安心して暮らせる強靭なまち ⑧安全な水を安定して供給するまち
2 子どもの生きる力を育み夢と希望に満ちたまち	①親と子が安心してこころ豊かに子育てができるまち ②主体性を持ち世界に羽ばたく人を育むまち ③質の高い教育環境が整備され、地域とともに子どもたちを育むまち
3 誰もが健康で生きがいを持ち自分らしく生活できるまち	①高齢者が元気で活力にあふれ、安全・安心・健康に暮らせるまち ②安心して暮らせる思いやりと助け合いのあるまち ③生涯にわたって誰もが元気で健康に過ごせるまち ④障がいのある人が安心していきいきと暮らせるまち ⑤生涯学び、学び合いながら自分らしく生活するまち ⑥スポーツの力で活力ある明るく元気なまち
4 強い産業を創出し魅力に満ちたにぎわいのあるまち	①豊かで強い農水産業が営まれるまち ②「ながす金魚」を活かしたにぎわいのあるまち ③地域産業が発展し、雇用環境が充実したまち
5 誰もがまちづくりに参画し人が輝くまち	①誰もがいきいきと個性と能力を発揮できるまち ②地域コミュニティ活動が活発に行われるまち ③一人ひとりの個性と人権が尊重され、多様な人材が活躍するまち
計画の実現に向けた行財政運営の方針	①行政サービスの利便性の向上 ②健全で効率的な行財政運営 ③公共施設の適正な管理

2 リーディングプロジェクト

後期基本計画においては、計画期間（令和7年度から令和10年度まで）内に町が重点的に推進する取り組みをリーディングプロジェクト※として位置づけ、2つのテーマを設定し、政策分野を跨いだ横断的な取り組みの推進により、本町の課題解決を図るとともに、後期基本計画全体を牽引します。

①未来を育むまちへ～子どもとともに成長する地域づくり～

少子化は、本町の重要課題です。

本プロジェクトでは、「結婚」「出産」「子育て」「教育」そして「身近な公園の整備」など、人生のライフステージに寄り添いながら、次世代を安心して育てられる環境の実現を目指します。

若者世代がこのまちで「結婚して暮らし続けたい」と思えるよう、経済的支援や相談体制の強化、子育てに係る不安を軽減するサービスの充実、地域ぐるみの学びの場づくりを進めます。

②地域の力で心と体の豊かさを～つなぐ・つどう・ひらくまち～

本プロジェクトでは、本町が誇る伝統文化やスポーツ資源、観光資源を生かしながら、「人と地域」「世代と世代」「地域と外からの人」をつなげる新たな交流とにぎわいを創出とともに、文化財や地元芸能の継承と活用、誰もが参加できる健康づくりプログラムの推進、スポーツを通じた地域経済活性化を図ります。

文化・スポーツ・観光による地方創生・まちづくりを通して、住民が心身とともに元気で、自分らしく地域と関われるまち、そして、住んでよし、訪れてよしのまちを目指します。

※「リーディングプロジェクト」：各施策の中でも重点的に取り組むことで、計画全体を先導していく役割を担う事業をまとめたもの。

基本目標 1 安全・安心で自然豊かな住みよいまち

つくるまち① 地域の特性を活かした土地利用が行われるまち

◆施策の方針

- ・安全で豊かなまちづくりの実現に向け、社会経済情勢などを踏まえ、自然や文化などの地域特性を活かした計画的な土地利用を推進します。

◆現状と課題

- ・本町は、昭和37年に町全域が都市計画区域に指定され、道路、公園や公共下水道などをはじめとする都市施設の整備を進めてきました。町の発展と秩序ある整備を推進するためには、地域の持つ特性を活かして、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に、総合的かつ計画的な土地利用を行う必要があります。
- ・令和6年3月に策定した長洲町都市計画マスターplan^{*}に基づき、すべての町民が暮らしやすい町と思えるように、将来を見据えた生活基盤の整備・充実や自然環境に配慮した計画的な土地利用と良好な市街地の形成を推進していく必要があります。

◆施策の展開

ア 計画的な土地利用の推進

《主な取り組み》

- 長洲駅南側一帯の基盤整備に係る推進
- 旧長洲町立長洲中学校などの公共不動産の有効利用による快適な環境の創出

イ 魅力的な市街地の形成

《主な取り組み》

- 長洲町立地適正化計画^{*}の策定に向けた調査などの実施
- 都市計画法に基づく用途地域などの見直しや地区計画^{*}の策定

◆関連個別計画

- ・長洲都市計画区域マスターplan（熊本県策定）
- ・長洲町住まいづくり基本計画
- ・長洲町都市計画マスターplan

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
用途地域指定面積	ha	665	719

- ※「都市計画マスタープラン」：都市計画法第18条の2に位置づけられた法定計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」をいう。都市計画法に基づき、市町村が策定する基本的な方針であり、地域の将来像や課題に対する整備方針を明確にするもの。
- ※「立地適正化計画」：都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを促進するための制度。
- ※「地区計画」：都市計画法に基づき、都市計画の基本的なルールに加えて、特定の「地区」の特性や目的に合わせて、より詳細なまちづくりの目標や建築物の制限などを定める制度。

つくるまち② 安心して暮らせる住まいと住環境が整ったまち

◆施策の方針

- ・町営住宅については、老朽化に伴う建替えや長期的視点に立った維持管理を行い、良好な住環境を提供します。
- ・空家対策については、管理がされていない空家などの解消に取り組むとともに空家の有効活用に向けた取り組みを行います。
- ・公園や街路樹などの適正な維持管理による豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・長洲港の港湾機能維持を図ります。

◆現状と課題

- ・長洲町営住宅長寿命化計画に基づき、安全で快適な住宅の確保に向け、既存町営住宅の老朽化対策を実施するとともに、町営住宅の安定供給に向けた在り方を検討する必要があります。また、地域優良賃貸住宅「レインボーミやの」の適正な維持管理を行い、子育て世帯を中心とした快適な住まい環境の提供を図っていく必要があります。
さらに、良好な住環境づくりに向け、住宅改修の際の住宅リフォーム補助事業を実施し、居住環境の向上と定住の促進、町内施工業者の活用による地域の活性化を図る必要があります。
- ・少子高齢化などにより、人口減少が進み、空家の増加が深刻な問題となっています。このため、町内における空家の実態を把握し、管理がされていない空家の改善に向けた取り組みをより一層進めるほか、利活用方向が決まらず放置されている空家の活用促進などに努める必要があります。
- ・安らぎの場、そして環境保全など、様々な役割を担う公園・広場の適正な維持管理を計画的に実施するとともに、誰もが安全・安心に利用できる公園環境を整えるため時代に即し、ユニバーサルデザインに配慮した公園づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・災害が多発化・激甚化する中において、河川管理や雨水排水対策は町民の生命・財産を守る上でも非常に重要であり、適正な維持管理はもとより機能向上に取り組む必要があります。
- ・有明フェリーが就航する長洲港は、町の海の玄関口であり、また海上交通の拠点となっています。また、不知火・有明・大牟田地区新産業都市の指定を受けた有明地区の主要港の一つであり、港湾機能の維持と漁業基地周辺の有効利用を通じた地域の活性化に向け、熊本県・町・熊本北部漁業協同組合が連携した取り組みが求められます。

◆施策の展開

ア 住生活の安定確保

《主な取り組み》

- 長洲町営住宅長寿命化計画に基づく町営住宅の適正管理及び新山団地

1・2号棟の改修並びに設備更新

- 既存の町営住宅を活用した子育て世帯向け住宅の検討
- 地域優良賃貸住宅「レインボーミやの」の適正な維持管理及び安定した運営
- 住環境の向上及び地域経済の活性化に向けた住宅リフォームなどの支援支援
- 長洲駅南側などへの民間宅地開発の誘導
- 新築住宅の取得における経済的支援に向けた利子補給制度の創設

イ 空家空地対策の推進

《主な取り組み》

- 空家の実態調査などの実施及び関係機関と連携した空家情報の収集
- 空家の所有者などに対する適正管理に向けた情報提供
- 空家の解体費補助や空家バンク制度による空家、空地の適正管理及び有効活用の促進
- 空家バンクの活用による奨励金の交付、家財道具の処分及び改修費の補助
- 中間管理住宅※などによる空家の活用

ウ 公園等の維持管理

《主な取り組み》

- 公園施設長寿命化計画に沿った公園の適正な維持管理
- ユニバーサルデザインに配慮した公園づくり
- 緑地や街路樹の適正な維持管理
- 都市計画公園の見直し検討

エ 雨水対策と港湾・河川の整備

《主な取り組み》

- 雨水管理総合計画に沿った排水対策による水路機能の維持・向上
- 町管理河川における護岸改修などによる河川機能の維持・向上
- 町管理河川区域以外の河川環境保持に向けた熊本県との連携
- 関係機関と連携した長洲港の港湾機能保全
 - ・長洲海岸の老朽化対策及び港湾機能の保全
 - ・フェリー可動橋の維持補修や護岸改修など
 - ・長洲港土砂処分場の整備
- 雨水排水機能の維持・向上
 - ・雨水管理総合計画に基づくハード対策の推進
 - ・雨水管路の浚渫などによる維持管理

◆関連個別計画

- ・長洲町営住宅長寿命化計画
- ・長洲町建築物耐震改修促進計画

- ・第2次長洲町空家等対策計画
- ・長洲町公園施設長寿命化計画
- ・長洲町雨水総合管理計画（令和7年度策定）

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年 度)
町営住宅改修率	%	91.7	100
住宅リフォーム補助件数（平成 24年度からの件数）	件	436	560
空家・空地バンク登録・成約数 (平成29年度からの延べ数)	件	登録数 25 成約数 11	登録数 45 成約数 19
空家除去補助件数（平成27年度 からの件数）	件	138	190

※「中間管理住宅」：地域の空き家を活用し、移住や定住を促進することを目的として、空き家を借り上げ、改修を行った上で、希望者に賃貸する仕組み。

つくるまち③ 効果的に道路網が形成され、利便性の高い公共交通体系が構築されたまち

◆施策の方針

- ・町内外の交流を促進し町内交通の円滑化に向け、幹線道路・生活道路の整備、橋梁※などの道路施設の長寿命化などを推進し、町民生活の利便性、安全性の向上を図ります。
- ・交通事業者と行政が連携し、公共交通における利便性の向上を図ります。

◆現状と課題

- ・地域高規格道路有明海沿岸道路（Ⅱ期）は、三池港 IC から長洲町までの区間について平成 27 年 4 月に都市計画決定が行われ、令和 5 年 4 月には、「荒尾道路」が熊本県側で初めて事業化されました。また、長洲町から玉名市区间の計画段階評価も実施されており、熊本県側においても着実に事業が進捗している状況です。このことから今後も関係機関と連携し、国などに対して早期整備に向けた要望を継続して行っていく必要があります。
また、有明臨海工業地帯の長洲・名石浜工業団地や長洲港と国道 208 号を結び、さらには南関インターまでの道路として、物流、交通や観光などの発展と大規模災害時に必要な道路である都市計画道路「赤田・上沖洲線」、当該道路に町中心部から接続する都市計画道路「長洲・岱明線」の早期整備、一般町道や橋梁などの整備を促進し、町民生活の利便性及び安全性の向上を図る必要があります。
- ・平成 23 年 10 月に導入した予約型乗合タクシー「きんぎょタクシー」は、利用者の増加などを踏まえ、運行車両の増加や運行本数の増便など、利用者の利便性向上に努めてきました。
また、令和 2 年 9 月末の町内バス路線廃止時には、JR 玉名駅周辺への乗り入れを実現し、令和 7 年 8 月からは「きんぎょタクシー」の土曜日運行を開始するなど、交通事業者の協力により運行内容を拡充しており、今後も交通事業者と連携し地域公共交通の維持を図る必要があります。
- ・昭和 57 年に橋上駅として現在の長洲駅が完成して以降 42 年が経過し、長洲駅に連結する設備の老朽化が懸念されるとともに、バリアフリー化への取り組みが求められており、JR 九州などの関係機関との協議を行う必要があります。また、令和 4 年度からの JR 九州各駅の営業体制などの変更に伴い、長洲駅への駅係員配置が廃止されたことから、JR 九州から簡易業務を受託し、町からの職員配置を行っています。

◆施策の展開

ア 地域を結ぶ幹線道路の整備

《主な取り組み》

- 地域高規格道路有明海沿岸道路（Ⅱ期）整備促進に向けた国などへの積極的な要望

- 熊本県などとの連携による都市計画道路「赤田・上沖洲線」などの着実な整備
- 都市計画道路「長洲・岱明線」の着実な整備

イ 生活道路等の適正な管理・整備

《主な取り組み》

- 長洲駅南側一帯の定住促進に向けた地区計画に基づく区画道路の整備
町道 よけの上・中塩屋線、町道 中道下・部都線、町道 よけの上線
その他の区画道路
- 安全性や利便性、防災機能などを考慮した生活道路の整備
町道 折地・向野線、町道 山下・前浜線、町道 高浜・赤田線 他
- 舗装の個別施設計画に基づく道路舗装
町道 上沖洲・鷺巣線、町道 長洲・岱明線、町道 大谷・長洲港線
町道 塩屋・赤崎線、町道 高浜、赤田線、町道 名石浜2号線
町道 上沖洲・新町線、町道 赤崎・高田線 他
- 街路樹の剪定や路肩の除草などの実施
- 通学路交通安全プログラムなどをはじめとした歩行者の安全性向上のための道路環境整備
町道 塩屋・赤崎線
町道 よけの上線、町道 向野・高田線、町道 高浜・赤田線
町道 腹赤水源線、町道 梅田中線、町道 笹ヶ浦線
町道 腹赤小・小野四郎山線 他
- 狭あい道路整備事業の推進

ウ 橋梁の維持管理

《主な取り組み》

- 長洲町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の補修などの実施
小柳橋（折崎地内）、赤崎跨線橋（折崎地内）、浦川中央橋（長洲地内）
新川橋（長洲地内）、井樋内橋（長洲地内）、葛輪橋（永塩地内） 他

エ 地域公共交通環境の充実

《主な取り組み》

- きんぎよタクシーの運行維持及び運行日の拡充によるサービス向上
- きんぎよタクシー運行における補完、送迎支援及び町内タクシー事業者支援に向けたタクシー利用促進・助成事業の実施
- 長洲駅におけるバリアフリー化などの安全・安心な利用に向けた関係機関との協議、要望

◆関連個別計画

- ・長洲町橋梁長寿命化修繕計画
- ・長洲町国土強靭化地域計画
- ・舗装の個別施設計画

- ・長洲町地域公共交通計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
道路改良率	%	74.7	75.9
橋梁修繕着手率	%	27.8	50.0
きんぎょタクシーの年間延べ 利用者数	人	20,593	22,000

※「橋梁」：きょうりょう。交通の便を図るため、川、運河、鉄道線路、道路などの上にかけ渡す構築物。

つくるまち④ 生活環境を保全し資源が循環する環境にやさしいまち

◆施策の方針

- ・ごみの減量や分別、資源化を図り、循環型社会の形成に取り組みます。
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」や「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づき、動物の適正飼育に向けた取り組みを推進します。
- ・長洲町下水道ストックマネジメント※計画に基づき、適正な施設の更新事業を進め、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全に取り組みます。

◆現状と課題

- ・一般家庭や事業所から出される廃棄物の総量は減少傾向にありますが、持続可能な社会の実現に向け、循環型社会の構築が必要です。
さらに、有明広域行政事務組合が運営するごみ処理施設「クリーンパークファイブ」の施設の更新に係る関係市町との協議を行っていく必要があります。
- ・動物が人間生活の一員として重要な役割を担っている一方で、動物の安易な飼育や放棄、虐待など社会問題になっていることから、動物に対する愛護の意識の啓発などを推進していく必要があります。
- ・快適な生活環境の確保や公共用水域の水質を保全するため、公共下水道施設や合併浄化槽の適正な維持管理と計画的な更新を行っていく必要があります。

◆施策の展開

ア ごみの減量化・資源化の促進とごみ出しの適正化

《主な取り組み》

- 行政区への資源ごみ保管用施設設置補助
- 生ごみ処理機設置補助などによる各家庭でのごみの資源化及び白色トイレ分別回収や廃食油回収によるリサイクルの推進
- ごみ減量化に関する広報などへの掲載や住民への周知、イベント時のごみ減量化啓発グッズの配布
- フードドライブ※による食品ロス対策の推進
- 児童・生徒に対する環境教育の推進

イ 動物愛護の推進

《主な取り組み》

- 狂犬病予防法に基づいた予防接種などの実施
- 動物愛護月間などにおける適正飼育に係る意識高揚に向けた周知啓発
- 地域猫活動の推進

ウ 衛生環境の充実

《主な取り組み》

- し尿や生活排水の適正処理に向けた一般家庭用設備の維持管理などに係

- る周知
○火葬場施設の適正な維持管理

エ 公共下水道施設の適正な維持管理

《主な取り組み》

- 水洗化率向上を図るための水洗化普及促進員による戸別訪問
○下水道ストックマネジメント計画に基づく公共下水道施設の適正な更新

◆関連個別計画

- ・長洲町汚水処理構想
- ・長洲町公共下水道事業計画
- ・長洲町下水道事業経営戦略
- ・長洲町下水道（施設改築）ストックマネジメント計画
- ・長洲町下水道（管路修繕改築）ストックマネジメント計画（令和7年度策定）
- ・長洲町分別収集計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
ごみ処理施設搬入量	トン	3,687	3,539
狂犬病予防接種率	%	65.6	70.0
下水道水洗化率	%	93.6	94.8

- ※「ストックマネジメント」：下水道事業では、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
- ※「フードドライブ」：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体やフードバンクなどに寄付する活動。

つくるまち⑤ 自然を大切にした豊かな自然環境を守るまち

◆施策の方針

- ・地球環境にやさしい、快適な生活環境をつくります。

◆現状と課題

- ・豊かな自然の恵みを育む有明海をはじめとした自然環境の環境保全に向けた継続的な取り組みを行っていく必要があります。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律において、都道府県及び市町村は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとするとされています。
- ・自然災害の多発化・激甚化、農作物や生態系への影響などが懸念される地球温暖化対策において、気候変動を踏まえた 2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロの脱炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みが求められます。

◆施策の展開

ア 豊かな自然環境の保全

《主な取り組み》

- ごみの不法投棄、ポイ捨て防止などの周知・啓発
- 不法投棄防止に向けたパトロールの実施、周知看板などの設置
- 長洲町環境美化条例に基づく所有者などへの改善に向けた指導
- 公共用水域の水質検査の実施
- 地域及び関係団体との連携による環境美化運動の推進
- 環境保全に係る広域連携の推進

イ 地球温暖化防止対策の推進

《主な取り組み》

- 公共施設などにおける温室効果ガス排出量削減の推進
- 地域脱炭素の実現に向けた地球温暖化対策実行計画などに基づく広域的連携による取り組みの推進

◆関連個別計画

- ・長洲町地球温暖化対策実行計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
CO ₂ 排出量（公共施設等）	kg	2,003,440	1,943,337

つくるまち⑥ 交通事故や犯罪がなく安全に生活できるまち

◆施策の方針

- ・関係機関と連携した町民の交通安全意識や防犯意識の向上を図ります。
- ・消費生活の安全確保に向け、相談体制の充実や普及啓発を図ります。

◆現状と課題

- ・交通事故件数は減少傾向にあるものの、歩行者や自転車利用者に関する事故の割合が高いまま推移しており、特に高齢者の事故が増加しています。また、全国的に見ても生活道路における事故件数は幹線道路に比べ減少幅が小さいため、宅地化や通学路整備などによる生活道路の改良などに対応した危険箇所への対策が必要となっています。
- ・高齢者の交通事故の割合が高いことや、自転車関連の事故の増加により、道路交通法が改正され、規制が厳格化されることに伴い、歩行者や車両運転者への交通教育・意識啓発が求められています。
- ・少子高齢化や核家族化に伴い地域のつながりが希薄化し、地域の防犯機能の低下が懸念される中、地域の連携強化などによる防犯力の強化を図ることが重要です。
- ・高齢者を標的とした特殊詐欺や、インターネットの普及に伴い子どもが巻き込まれる犯罪が増加傾向にある中、地域における犯罪抑止の取り組みや、消費生活の安全確保に向けた消費者教育・啓発活動の充実を図ることが求められています。

◆施策の展開

ア 交通安全に対する意識啓発

《主な取り組み》

- 幼児や児童生徒に対する交通安全教室の実施
- 町民に対する、自転車をはじめとする交通ルール遵守の呼びかけや自転車乗車時のヘルメット着用の推進、啓発
- 荒尾警察署や企業などと連携した外国人向けの交通安全教育の実施

イ 通学路及び交通安全施設の整備

《主な取り組み》

- 長洲町通学路交通安全プログラムに基づく、定期的な合同点検の実施及び危険箇所へのカラー舗装や歩道の設置などの交通安全対策の実施
- カーブミラーや路面標示、区画線などの交通安全施設の新設や、老朽化した施設の更新

ウ 防犯対策の充実

《主な取り組み》

- 長洲町犯罪のない安全安心まちづくり協議会などを通じた関係機関との情報共有、連携の確認
- 荒尾警察署や民間企業との協定に基づく見守り体制の強化
- 防犯灯、防犯カメラの適正管理
- 各家庭における防犯カメラ設置に係る支援を通した防犯対策の強化
- 青色回転灯パトロールカーを活用した地域ボランティア団体などによる防犯パトロールの実施

エ 消費生活相談体制の充実

《主な取り組み》

- 多様化する消費生活トラブルに的確に対応できる相談体制の充実
- 相談体制の広域連携
- 相談員や職員の研修などへの参加による相談対応能力の向上
- 高齢者・若年層への消費者教育の推進・啓発

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
交通事故発生件数（暦年）	件	18	15
家庭用防犯カメラ設置補助件数	台	—	100
相談員及び職員への研修の実施	回	5	7
消費者教育に係る地域での出前講座の実施	回	1	4

つくるまち⑦ 災害に強く安全に安心して暮らせる強靭なまち

◆施策の方針

- ・災害の多発化・激甚化などを踏まえ消防資機材などを計画的に整備し、消防団の機能強化に向けた体制づくりを図ります。
- ・自然災害などから町民の生命と財産、生活を守り、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境の整備を図ります。

◆現状と課題

- ・人口減少や社会経済情勢など、消防団を取り巻く環境は日々変化しており、団員の確保に向けた取り組みが必要であるとともに、老朽化した消防格納庫の更新及び消防ポンプの消防装備の充実などを図る必要があります。
- ・自然災害が多発化・激甚化する中、災害発生時に円滑な対応が取れるように、熊本県や災害協定を締結している自治体及び自衛隊などの関係機関との連携・協力体制を整えるとともに、公助だけでなく自助・共助の強化に向けた地域自主防災組織などの活性化が求められます。
また、災害発生時における食料品や生活用品などの提供に向け、必要量の備蓄品確保及び計画的な更新を行う必要があります。
- ・災害発生時には、迅速かつ的確な災害対応が求められます。そのため、日頃から災害対策本部の機能強化や初動体制の確立を図り、災害時における対応力の強化を全住民で図っていく必要があります。
- ・突然の地震発生に備えるため、平成28年熊本地震から得た教訓を基に危険ブロック塀の除去や、一般住宅などの建築物の耐震化を一層促進する必要があります。

◆施策の展開

ア 消防団体制の強化

《主な取り組み》

- 消防団員訓練や研修などの充実による消防技術・技能の向上
- 消火栓や防火水槽などの消防水利の維持及び確保
- 老朽化した消防団格納庫の計画的な更新
- 消防積載車や小型ポンプなどの計画的な更新

イ 地域の防災力の向上

《主な取り組み》

- 自主防災組織の地区防災計画策定の支援
- 自主防災組織の強化に向けた防災士資格取得のため近隣市町と合同での防災士養成講座の開催
- 防災士を活用した地域防災訓練や防災講話の実施による防災知識の普及啓発

- 地域・学校・各種団体などとの協働・連携による避難所設置訓練及び防災訓練の実施
- 社会福祉施設の避難確保計画の策定及び防災訓練の指導・支援
- 避難行動要支援者などに係る情報の更新及び避難支援に向けた体制整備
- 災害関連死を減少させるため避難所の環境を改善するための設備の充実

ウ 火災予防・救急意識の向上

《主な取り組み》

- 消防団員の派遣や女性消防団による防災講話などによる地域での火災予防活動の支援
- 女性消防団による心肺蘇生法や AED^{*}の使い方などの救急救命に係る講習会などの開催
- 各家庭における消火器購入に係る支援を通じた初期消火の機動性の向上
- 緊急時における蘇生率の向上に係る AED ステーション^{*}の周知
- 救急車の適正利用や救急医療の確保のため、緊急安心センター（#7119）の利用促進

エ 建築物等の耐震化の促進

《主な取り組み》

- 戸建て木造住宅の耐震診断や耐震改修工事などに係る支援
- 危険なブロック塀などの除却に係る支援

オ 危機管理体制の強化

《主な取り組み》

- ICT を活用した避難所情報の可視化
- 防災行政無線の機器更新及び SNS などを活用した災害時などにおける迅速かつ正確な防災情報の発信
- 各種ハザードマップの周知・啓発及びハザードマップの更新
- 町備蓄計画に基づく災害時の避難所などで必要な食料や飲料水、発電機などの備蓄品、資機材の計画的な確保
- 迅速かつ的確な指示系統による避難所開設、避難所運営に向けたマニュアルの活用及び避難所開設訓練の実施
- 災害発生時などにおける人的支援や物的支援などの相互連携に向けた自治体などとの既存協定の継続、新規協定の締結の推進

◆関連個別計画

- ・長洲町地域防災計画
- ・長洲町建築物耐震改修促進計画
- ・長洲町備蓄計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
消防団員数	人	415	415
防災士資格取得者数	人	80	100
火災発生件数（暦年） (建物・車両・その他)	件	6	6
戸建住宅耐震補助件数	件	4	16

※「AED」：Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略語。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

※「AED ステーション」：緊急時に住民が使用できる AED を設置している施設。長洲町には、8 箇所の施設に設置（町内コンビニエンスストア 5 箇所・地区公民館 3 箇所。令和 7 年 12 月末時点）。

つくるまち⑧ 安全な水を安定して供給するまち

◆施策の方針

- ・水道水を安定給水するための水資源の確保に努め、安全な水道水の供給に取り組むとともに、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新を行います。
- ・健全な経営による安定した水道事業の運営を行います。

◆現状と課題

- ・本町の水道事業は、昭和 34 年 12 月に給水を開始して以来、現在までに 6 次にわたる施設の拡張事業に取り組んできたことで、給水人口の普及率は令和 6 年度末現在で 98.8% となっています。
- ・水道施設の多くが、順次耐用年数を迎える中、安全な水道水を安定して供給するために、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新を行って行く必要があります。
- ・水道施設の老朽化や人口減少による料金収入の減収など、水道事業を取り巻く経営環境は年々厳しさが増しています。
このため、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化に取り組んでいくことが求められます。

◆施策の展開

ア 水資源の有効利用

《主な取り組み》

- 自己水源の保全及び将来の給水人口を見据えた水資源の確保
- 水質検査計画に基づく定期的な水質検査の実施
- 有機フッ素化合物 (PFAS) の定期的な検査の実施

イ 水道施設の適切な維持管理及び計画的な整備

《主な取り組み》

- 水道事業経営戦略に基づく管路の更新及び長洲駅南側などにおける管路の新設
- 水道施設（高田浄水場・宮野配水池など）の電気機械設備の更新

ウ 水道事業の経営基盤強化

《主な取り組み》

- 水道事業の健全経営に向けた経営改善及び適正な料金水準の検討
- 機構改革による組織の検討
- 業務見直しによる歳出の削減

◆関連個別計画

- ・長洲町水道事業経営戦略

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
管路更新率	%	0.3	1.5 (4 カ年累計)

基本目標2 子どもの生きる力を育み夢と希望に満ちたまち

つくるまち① 親と子が安心してこころ豊かに子育てができるまち

◆施策の方針

- ・安心して出産・子育てができる切れ目のない支援と環境を整え、すべての子どもが尊重され大切に育まれるまちをつくります。
- ・町民・地域・家庭・学校・行政の連携による青少年の健全育成を目指します。

◆現状と課題

- ・母親の身体的・精神的な変化や子どもの成長・発達において重要な時期となる妊娠期から子育て期に際して、母親や家族が孤立感や不安を感じることがないように継続的な支援が必要となります。
- ・少子化や核家族化が進む中、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実や地域とのつながりの希薄により孤立する子育て家庭への支援が求められます。また、多様化する保護者の就労形態や保育ニーズの高まりにより、子育てと仕事の両立ができる環境づくりを推進していく必要があります。
- ・幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成を培う重要な時期であり、義務教育やその後の学校教育の基礎などの認知能力の育成とともに、非認知能力*の育成に向けた取り組みが必要となります。また、幼稚園教育要領や保育所保育指針などが改訂され、保育園や認定こども園と小学校との接続を一層強化し、子どもの発達や学びの連続性を確保することが重要となります。
- ・子育てに関する相談件数が増加傾向にある中、長洲町こども家庭センター「はぐくみ館」において、さらに充実した相談体制の構築に向け、小中学校や児童相談所などの各関係機関との連携の強化を図る必要があります。また、児童虐待防止を図るため、産後うつや育児不安などの児童虐待の高リスクといわれる要因に対し、妊産婦支援をはじめとした妊娠期からの関わりによるリスク軽減に向けた取り組みが必要となります。
- ・家庭環境による子どもの体験・経験格差の解消や子育てに係る経済的負担の減、平等な教育の提供などに向け、子どもや若者、子育て世帯に対する貧困の解消を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備が求められます。
- ・すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、安心して過ごすことができる居場所づくりが必要となります。

◆施策の展開

ア 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実

《主な取り組み》

- 妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援の実施
- 産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業、養育支援事業、子育て短期支援

事業などの実施

- 母子健康手帳の交付、妊産婦への健康診査・保健指導・栄養指導、乳幼児訪問指導、乳幼児健康診査、母子等簡易貧血検査、育児相談などの実施
- 妊産婦や母子に係る各種保健サービスの充実・提供
- 早産予防対策や新生児聴覚検査、産婦健康診査及び不妊治療に係る費用助成の実施
- 母子健康手帳アプリ「母子モ」の活用

イ 幼児期における教育・保育の充実

《主な取り組み》

- 幼児英語教育をはじめとした質の高い教育・保育の提供
- 幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づいた幼保小の連携カリキュラムの構築及び接続の充実
- 安定した教育・保育の提供並びに教育・保育の質の向上に係る保育士確保支援及び保育士などを対象とした研修会の実施

ウ 子育て支援サービスの充実

《主な取り組み》

- 延長保育事業や一時預かり事業、病児病後児保育事業などの実施
- 効率的なサービスの提供に向けた子育て支援センターの移設及び児童館運営の見直し
- こども誰でも通園制度の実施
- 子育て支援サービスに係る各種申請などのオンライン化

エ 困難を抱える子ども・家庭への支援

《主な取り組み》

- こども家庭センター「はぐくみ館」を核とする関係機関との連携、専門家による相談会の実施及び相談者に寄り添った相談体制の確保
- 児童相談所や警察などの各関係機関と連携した虐待、ヤングケアラーなどの早期発見・防止
- 生活や就労に関する相談会の開催
- 子ども医療費助成や子どもの眼鏡購入費助成などの経済的支援
- 英語教育などの平等な教育の充実
- 特性のあるこども・若者や医療的ケア児などへの支援
- 若年層の定住と子育て期の家計負担軽減などに向けた奨学金返還支援制度の創設

オ こども・若者の居場所づくりの推進

《主な取り組み》

- 各種事業を通した子どもの居場所づくり
- サービスの向上及び経営効率化に向けた民間の活用
- こども・若者からの意見聴取の実施

- こども・若者の環境に応じた相談支援の実施

力 婚活による結婚支援と新婚世帯への経済的支援

《主な取り組み》

- 出会いの場の創出に向けた支援
- 荒尾・玉名地域結婚サポートセンター「KOIBANA」や、有明圏域定住自立圏及び熊本連携中枢都市圏などの広域連携による結婚活動の支援
- 新婚世帯を対象とした新居の取得費や家賃、引越費用などの支援

キ 青少年の健全育成の推進

《主な取り組み》

- 長洲町犯罪のない安全安心まちづくり協議会や青少年問題協議会、青少年育成町民会議、更生保護協議会などの関係機関との連携による青少年健全育成
- 町民・地域・家庭・学校・行政が一体となっての青少年の健全育成や非行防止に向けた啓発活動の実施

◆関連個別計画

- ・長洲町こども計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
子育て環境や支援に満足していると思う人の割合 (5年毎にニーズ調査)	%	53.5	70.0
にじいろはうす入館者数	人	0	84,000
幼児英語教育などの質の高い教育・保育に係る年間事業実施回数	回	194	230
子育て支援センターの年間利用者数	人	3,501	36,000
児童館の年間利用者数	人	3,059	4,500
こども誰でも通園制度の年間利用者数	人	0	288
子育て支援サービスに係るデジタル化整備件数	件	4	10
はぐくみ館などにおける年間相談件数	件	2,632	3,000

※「非認知能力」：テストの点数やIQのように数値では測りにくい、意欲・協調性・自制心・忍耐力・好奇心・自己効力感（自分にはできるという感覚）などの心の力のこと。

つくるまち② 主体性を持ち世界に羽ばたく人を育むまち

◆施策の方針

- ・グローバル社会において、すべての子どもたちが、自ら学び、考える力を育むとともに、地域社会に貢献することができる「世界に羽ばたく志ある人材」を育てるための教育を推進します。

◆現状と課題

- ・教育の原点であり、全ての教育の出発点となる家庭と、子どもたちの学びや成長を支える地域の教育力の向上を推進し、子育てしやすい環境づくりに努める必要があります。
- ・就学前教育の充実により、生活習慣や自立心を育み、また、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校などとの円滑な接続を行うため、連携と相互理解を深める必要があります。
- ・子供たちに「生きる力」を育むため、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」を実践する必要があります。そのためには、教職員の授業力の向上や授業の改善に努め、児童生徒一人ひとりの学力に応じた指導を行い、確かな学力を育成する必要があります。
- ・子供たちの心の育成に向けて、就学前教育も含めた豊かな情操や道徳心、他者への思いやり、生命を大切にする心、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性、人権を大切にする心などを、学校教育活動全体を通じ、育む必要があります。また、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、関係機関と密接に連携していく必要があります。
- ・グローバル社会において、活躍できる人材の育成に向け、幼児期からの一貫した英語教育の推進や地域（産学官）と連携したキャリアに取り組む必要があります。
- ・運動不足により体力の低下が懸念される児童生徒が増加する中で、体力・運動能力テストの結果が全国平均を下回る種目もあることから、児童生徒の健やかな育成と運動意欲の向上のため、学校と家庭における運動習慣と生活習慣の改善が重要です。

◆施策の展開

ア 社会を生き抜く力を育成する教育の推進

《主な取り組み》

- 総合的な学習の時間を活用した社会的課題に係る学習の実施
- キャリア教育の一環として、小中学生を対象とした体験型学習の実施
- 養護教諭・栄養教諭などによる食育学習の実施
- 児童生徒の体力向上を促す運動会、体育大会及び記録会の実施
- 長洲町いじめ防止条例及び学校計画によるいじめ防止対策の推進
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家によ

る個別面談の実施

- 教育支援センター「ほっとスペースウイング」による不登校及び不登校傾向にある児童生徒への対応
- 「キャリア・パスポート※」を活用したキャリア教育やふるさと学習の実施
- インクルーシブ教育※の推進
- 特別支援教育支援員の適正な配置
- 学校図書の充実及び小中学校における読書活動の推進
- 教職員に対する性的マイノリティなどの理解促進に向けた研修会などの開催
- 情報と情報技術の適正な活用に係る情報リテラシー※の育成
- 幼保小中の一貫した英語教育の推進及び小・中学生の英語の学習意欲と英語力の向上に向けた学習支援
- 英語科指導の充実のため、外国語指導助手（ALT）の配置
- 中学生の学力向上に向けた各種対策の推進

◆関連個別計画

- ・長洲町教育振興基本計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
児童生徒の学力が向上した割合（学力・学習状況調査の経年比較において昨年を上回った学年の割合）	%	45	60
児童生徒の体力向上（全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回った種目数の割合）	%	58	100
英検 3 級相当以上の英語力がある生徒（中学 3 年生）の割合	%	21	60
児童生徒一人当たりの平均貸出冊数（年間）	冊	60	70

※「キャリア・パスポート」：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科などと往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

※「インクルーシブ教育（Inclusive Education）」：人間の多様性の尊重などを強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※「情報リテラシー（Information Literacy）」：情報（Information）と識字（Literacy）を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

つくるまち③ 質の高い教育環境が整備され、地域とともに子どもたちを育むまち

◆施策の方針

- ・学校施設の長寿命化対策による施設・設備の計画的な整備を行うとともに、GIGA スクール構想の実現に向け、校内ネットワークをはじめとする ICT 環境の整備を行います。
- ・学校と地域がパートナーとして力を合わせ学校の運営に地域の声を積極的に生かし、一体となって特色ある学校づくりを進め、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ・教職員の働き方改革の推進により負担軽減に努め、真に子どもたちに向き合う時間を確保します。

◆現状と課題

- ・多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適な学びと協働的な学びを支援し、GIGA スクール構想の着実な実現のため、児童生徒への 1 人 1 台の学習者用端末の整備をはじめ、学校における ICT 環境の更なる改善が必要あります。
また、教職員の働き方改革や教育環境の改善に向けた、校務支援システムなどの整備に取り組む必要があります。
- ・学校教育施設については、自然との共生、施設のバリアフリー化を含めた環境負荷の低減など、様々な配慮が必要であり、児童生徒の健康状態を保持、増進し、学習能率を向上させるため、安全・安心で快適な学習環境を整備することが求められます。
また、既存施設の有効利用のため、計画的な長寿命化対策に取り組み、利便性の向上を図るとともに、持続可能な施設の維持管理に努める必要があります。
- ・保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域でのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。
このため、学校と地域住民などが協働し学校運営に取り組むため「地域とともにある学校づくり」を目指し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、地域、家庭、学校、行政、子どもの五者が連携・協働した取り組みを通じて「学校を核とした地域づくり」に取り組むことが求められます。
- ・スマートフォンやタブレット端末の活用における、「ネット依存」や「ネットいじめ」、「ネット犯罪」などの危険から児童生徒を守るため、学校と PTA などが連携し、情報モラルの必要性や情報に対する責任についての周知啓発を図る必要があります。

◆施策の展開

ア 質の高い教育環境の整備

《主な取り組み》

- 学校施設の適正な維持管理及び設備機器の計画的な更新
 - ・六栄小学校東校舎解体及び渡り廊下の整備
 - ・小中学校屋内運動場空調設備の整備
 - ・町個別施設計画に基づく、施設の長寿命化対策の実施
- 児童生徒の学習者用端末の整備・更新
- タブレット端末を活用した児童生徒一人ひとりに個別最適化された授業の実施
- ICT機器などの更新による、GIGAスクール構想の推進に向けた環境の充実
- 教職員のICTを活用した授業の改善及び指導力の向上
- ICTを活用した教職員の働き方改革の推進
- 学校におけるICT支援員の配置
- 児童生徒の情報活用能力の育成、情報モラルの指導
- 児童生徒の保護者に対する物価高、就学における様々な経済的支援

イ 地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの推進

《主な取り組み》

- 地域、家庭、学校などとの協働による特色ある学校づくりに向けたコミュニティ・スクールの推進
- 幅広い地域住民の参画を通した「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動の推進
- 災害を想定した学校と地域における避難訓練の実施
- 「こども110番のいえ」の活用や地域ボランティアによる登下校時の見守りの実施

◆関連個別計画

- ・長洲町教育振興基本計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
教員が授業にICTを活用して指導する能力（できる・ややできると答えた教員の割合）	%	66	90
教職員の時間外在校等時間が年360時間以内となっている割合	%	52	90

基本目標3 誰もが健康で生きがいを持ち自分らしく生活できるまち

つくるまち① 高齢者が元気で活力にあふれ、安全・安心・健康に暮らせるまち

◆施策の方針

- ・高齢者の一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業と介護事業に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるまちづくりを進めます。

◆現状と課題

- ・国立社会保障・人口問題研究所によると本町の2030年（令和12年）における高齢化率は37.9%、後期高齢者数の割合は25.5%と、町民の約4人に1人が75歳以上の高齢者となることが予想される長寿社会を迎えます。
令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、さらにその子供（団塊ジュニア）世代が65歳になる2040年（令和22年）を見据え、町民一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会」の実現に向けて、医療、介護、福祉、保健の連携による福祉環境の整備を行う必要があります。
- ・高齢者が元気に安心して暮らせるために、各種団体や民間事業所などとの連携による全町的な高齢者などの見守り活動や健康寿命を延ばしていくための介護予防活動の充実を図っていく必要があります。
- ・介護予防事業を積極的に取り組むことで、高齢者の生活機能の維持改善が図られています。栄養・歯科口腔・運動を通したフレイル※予防対策を行うとともに、より多くの町民が健康づくりを始めるきっかけとなるよう、魅力ある取り組みを広く周知していく必要があります。
- ・長寿社会においては要介護認定者数の増加が見込まれるため、関係機関などとの連携強化を図り、介護予防に向けての取り組みを充実させることで給付費を抑制する必要があります。
- ・認知症になってからも住み慣れた地域で希望をもって生きることができるためには、認知症の人の意見が尊重されるとともに、住民の理解が必要になります。また、早期発見・早期対応のために関係機関との連携を強化する必要があります。

◆施策の展開

ア 生活支援体制の充実

《主な取り組み》

- 健診や医療データなどの分析結果に基づく医療専門職によるアウトリーチ型個別支援の実施及び必要な医療・介護保険サービスへのつなぎ
- 高齢者の集いの場などを活用したフレイル予防に向けた各種測定や健康講話などの実施
- 支援を必要とする高齢者への通所・訪問サービス、生活支援体制整備事業

などの提供を通した介護予防の実施

イ 高齢者の社会参加の促進及び介護予防の推進

《主な取り組み》

- 高齢者の社会福祉活動や健康増進などに取り組む団体などへの支援
- 高齢者の補聴器購入費用の助成
- 元気あっぷリーダーの養成、フォローアップ
- 介護予防拠点施設を活用した介護予防教室や健康講話などの実施

ウ 安全・安心な介護サービスの提供

《主な取り組み》

- 高齢者支援施設「げんきの館」におけるサービスの提供
- 適切な介護サービス利用に向けた介護保険制度の周知、介護事業所のサービス提供の質の向上
- 必要な給付を適切に提供するための介護給付適正化の推進

エ 認知症施策の充実

《主な取り組み》

- 認知症高齢者・家族への支援
- 認知症サポーター養成講座や声かけ・対応模擬訓練の開催
- 認知症初期集中支援チームによる関係機関と連携した支援の実施
- 認知症の人の見守りシステムの強化

◆関連個別計画

- ・第五次長洲町地域福祉計画及び第五次地域福祉活動計画
- ・長洲町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
要介護認定率（65歳以上）	%	17.7	18.5
介護予防活動数	人	17,500	20,000

※「フレイル」：高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態のこと。この状態は、生活機能の自立度が高い「健康」と日常生活動作に障がいがある「要介護状態」との間に位置し、フレイル予防は、より早期からの介護予防（＝要介護状態の予防）を意味し、従来の介護予防をさらに進めた考え方である。

つくるまち② 安心して暮らせる思いやりと助け合いのあるまち

◆施策の方針

- ・誰もが住み慣れた地域で支え合いながらいきいきと安心して暮らすことができるやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

◆現状と課題

- ・少子高齢化や核家族化の進行により、地域住民同士の交流や支え合いが薄れる中、地域からの孤立など、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間の問題が発生し、地域の課題が多様化しています。
こうした状況の中、地域や町内の各種団体及び見守り活動に関する協定を締結した民間事業所などによる高齢者などの見守り活動やボランティア活動が行われ、住民相互による支え合い活動が展開されており、今後もさらに推進していく必要があります。
- ・地域での支え合い活動が広がる中、災害時における要援護者の避難支援に係る個別計画の作成、地域や福祉・ボランティア団体によるネットワーク整備など、これまでに構築してきた全町的な福祉基盤を引き続き推進し、今後も、行政・住民・各種団体及び事業所などが一体となって、相互に連携・協力しながら地域福祉を推進することが重要となります。

◆施策の展開

ア 誰もが暮らしやすいまちの創造

《主な取り組み》

- 関係団体などと連携した身近なところで相談を受けられる体制の充実
- 社会福祉協議会と連携した地域福祉権利擁護事業などの普及啓発、利用促進
- 中核機関などを活用した成年後見制度の利用促進

イ 地域での支え合いの実現

《主な取り組み》

- ふれあい地区社協などの地域コミュニティ活動の推進及び地域への支援
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会との連携支援
- 見守り活動に関する協定を締結した民間事業所などの協力による全町的な見守り活動の実施
- 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成
- 高齢者の長寿を祝う事業の実施

◆関連個別計画

- ・第五次長洲町地域福祉計画及び第五次地域福祉活動計画
- ・長洲町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
「高齢者が暮らしやすいまち」と思う町民の割合	%	56. 6	65. 0

つくるまち③ 生涯にわたって誰もが元気で健康に過ごせるまち

◆施策の方針

- ・誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、ライフステージに応じた健康づくり活動を推進します。
- ・関係機関と連携し、町民が安心して適切な医療を受けることができるよう地域医療体制の充実を図ります。

◆現状と課題

- ・特定健診の受診率が高い被保険者が 75 歳の年齢到達により後期高齢者医療保険へと移行しています。一方、40 歳から 50 歳代の人や治療中の人には受診率が低い状況にあります。
- ・健診（検診）に係る啓発活動に努め、医師会などの関係団体・医療機関と協力し、受診しやすい環境の構築を図る必要があります。
- ・幼少期からの規則正しい生活習慣の確立は、生活習慣病予防の礎となり、生涯にわたる健康維持に不可欠であるため、関係団体と連携しながら住民主体の生活習慣病対策に取り組む必要があります。
- ・むし歯や歯周病、口腔機能の低下は、生活の質（QOL^{*}）の低下を招くため、生涯を通じた歯科口腔保健の推進にさらに取り組んでいくことが求められます。
- ・各種予防接種事業による疾病などの発病及び重症化の予防による町民の健康保持増進と医療費の適正化が求められます。
- ・健康問題、経済・生活問題などを原因とする自殺の防止に向けた相談支援体制の充実に取り組む必要があります。
- ・医師の高齢化や働き方改革など、医療の提供をめぐる環境が厳しさを増す中において、町民の安全・安心な生活を支えるためにも医療提供体制の充実と維持を図るため、各医療機関の連携強化が求められます。

◆施策の展開

ア ライフステージに応じた住民主体の健康づくりと保健予防活動の充実

《主な取り組み》

- 健康増進計画 健康ながす 21（第三次）に基づく健康づくりの推進
- 各種団体と連携したプレコンセプションケア^{*}の推進
- 産婦健康診査を活用した産後うつの早期発見と支援の強化
- 産官学連携により、母子等簡易貧血検査で得たデータに基づく貧血改善 フォローアッププログラム並びに保健指導マニュアルの作成、栄養指導 などによる貧血予防の推進
- 3歳児健診での視力検査による、眼疾患の早期発見と治療の推進
- フッ化物応用事業や歯科教室、妊婦及び成人歯周疾患検診などの実施
- 関係団体との連携による食育や食環境整備の推進
- 感染症予防や感染拡大防止などの情報提供

- 疾病などの発症、重症化予防のための予防接種の実施
- 各種がん検診・基本健診（若年・特定・後期）などの充実
- 大腸内視鏡検査などの費用助成の実施
- がん患者のQOL向上を目的とした支援の実施
- 特定健康診査の受診率向上に向けて、新規国民健康保険加入時に窓口で案内し、はがきや電話での受診勧奨を実施
- 治療中の人も医療機関で実施した検査結果の提供を依頼するみなし健診の実施
- 特定保健指導対象者と重症化予防対象者に生活習慣病予防のための保健指導を実施
- 医療費データや健診結果などのデータ分析に基づく、健康教室やジェネリック医薬品活用の推進
- 介護予防拠点活動などにおける栄養・口腔・運動を柱としたフレイル予防活動の実施

イ 地域医療体制の充実

《主な取り組み》

- 医療機関と連携した二次救急医療体制の推進
- 玉名郡市医師会加入医療機関による休日在宅当番医制（日曜・祝日・年末年始）の円滑な提供に向けた体制の推進
- 乳幼児期からの「かかりつけ医」定着の必要性に関する周知の実施

◆関連個別計画

- ・長洲町健康増進計画 健康ながす21（第三次）
- ・長洲町第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- ・長洲町第2期いのち支える自殺対策計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
特定健康診査受診率	%	41.4	48
特定保健指導実施率	%	73.5	80
がん検診受診率（国民健康保険加入者）	%	肺がん：22.1 胃がん：12.5 大腸がん：23.4 子宮頸がん：21.5 乳がん：36.2	肺がん：30 胃がん：15 大腸がん：30 子宮頸がん：30 乳がん：60
簡易貧血検査貧血該当者割合	%	3.0	減少
むし歯のない12歳児の割合	%	95.5 (令和5年度)	増加
自殺者数	人	12 (平成25年～平成29年合計)	8以下 (令和5年～令和9年合計)

※「QOL」: Quality Of Life の略語。「生活の質」や「生命の質」と略される。1946 年に WHO が「健康とは、身体的、心理的、社会的に良好で安定した状態であり、単に病気がなかつたり病弱でなかつたりすることではない」と提唱したことに端を発し、生活の質を求めるることは、社会的な人間として健康的な生活を送る上で欠かせないもの、とされている。

※「プレコンセプションケア(Preconception care)」: 将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

つくるまち④ 障がいのある人が安心していきいきと暮らせるまち

◆施策の方針

- ・障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいに対する理解を深め、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

◆現状と課題

- ・ニーズや相談内容が多様化・複雑化する中、適切な障害福祉サービスの提供やきめ細やかな支援を行うための体制づくりが望まれています。
- ・障がい者の自立を支援するため、社会参加や就労支援の促進を図る必要があります。
- ・障がいのある人が差別などを受けることなく、地域で安心した生活を送るために、障がいに対する正しい知識や理解に関する普及啓発を図る必要があります。

◆施策の展開

ア 障がいのある人の人権・生活を守り、自立を促進

《主な取り組み》

- 法令などに基づく、医療費、障がい福祉サービスなどの支援、提供
- 法改正などに伴う各種障がい福祉サービスの制度改正の周知啓発
- 乳幼児健康診査時などにおける臨床心理士などによる巡回相談を通した障がいの早期発見
- 子育て世代総合支援センター「はぐくみ館」や関係機関と連携した適切な福祉サービスの提供、支援機関へのつなぎ
- ハローワークとの連携による就労支援
- 障がいのある人の日常生活を支援するための相談支援事業や地域生活支援事業の実施
- 社会福祉協議会と連携した地域福祉権利擁護事業などの普及啓発、利用促進
- 障がい者団体などと連携したスポーツ大会などの開催
- 各種障がい者団体への活動支援

イ 偏見のない心豊かな地域社会の実現

《主な取り組み》

- 障がいに対する理解促進、正しい知識の普及啓発に向けた町内福祉サービス事業所と連携した講演会などの開催

◆関連個別計画

- ・長洲町障がい者プラン
- ・長洲町第7期障がい福祉計画

- ・長洲町第3期障がい児福祉計画
- ・第2期長洲町スポーツ推進計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
「障がいのある人が暮らしやすいまち」と思う町民の割合	%	34.9	47.0

つくるまち⑤ 生涯学び、学び合いながら自分らしく生活するまち

◆施策の方針

- ・子どもから高齢者まで多様な世代がそれぞれの地域コミュニティやつながりの中で、学び始めるきっかけづくりや学び直しができる環境づくりを推進します。
- ・地域の伝統芸能や文化財の良さを広く啓発し、多くの町民が町の歴史や文化に親しむ環境を創出するとともに、伝統を継承する活動を支援します。

◆現状と課題

- ・長寿社会においては、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを活かして活躍できることが求められています。そのため、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生き抜く環境を整備する必要があります。
- ・社会教育施設の老朽化に伴い計画的な長寿命化対策を進めるとともに、ICTの進歩に伴う活字離れや読書習慣の減少による図書館離れを防ぐため、町民ニーズや時代に応じた図書館づくりを行う必要があります。
- ・文化財の保存については、人口減少や高齢化などの理由により、保存・継承の困難さが加速すると共に、文化財への興味関心も減退していることから、地域だけでは維持と継承が難しくなった文化財の保存・継承を支援していく必要があります。

◆施策の展開

ア 生涯学習の推進

《主な取り組み》

- 関心や興味を引く講座や子育てや家庭教育に通じる講座などの各世代が参加できる講座の開催
- 知識や技能などを有する地域人材の発掘・指導者育成・活躍の場の提供
- 町立図書館、学校図書館及び近隣市町図書館と連携した広域的な図書館運営、図書資料の充実
- 社会教育文化施設（公民館・ながす未来館）の維持管理及び更新の検討
- 社会教育文化各種関係団体の指導者育成や新規会員獲得に向けた支援

イ 文化・芸術の振興と文化財の保存

《主な取り組み》

- ながす未来館指定管理者との連携による文化芸術の鑑賞機会や参加体験機会の提供
- 町文化協会や各種自主サークルの文化活動の発表の場の提供
- 町文化財保護委員会による児童生徒への『ふるさと教育』の実践や各伝統

- 芸能保存団体における後継者育成活動の支援
- 町文化財保護委員会を中心とした関係団体との連携による町内の貴重な文化財の適切な保存及び資料館整備による展示・閲覧などの活用
 - 文化団体などの活動における支援

◆関連個別計画

- ・長洲町教育振興基本計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
中央公民館の年間延べ利用者数	人	59, 557	65, 000
中央公民館講座の年間実施回数	回	12	15
ながす未来館及び長洲町図書館の年間延べ利用者数	人	95, 142	116, 000

つくるまち⑥ スポーツの力で活力ある明るく元気なまち

◆施策の方針

- ・すべての町民がスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、スポーツ施設の計画的な整備を進めるとともに、スポーツ活動の場と機会の充実を確保します。

◆現状と課題

- ・町民の健康な身体づくりと、生きがいや活力を養うため、誰もが親しみ参加できる生涯スポーツの推進と、子ども、高齢者、障がい者など、すべての人々がスポーツに親しめる環境を整備する必要があります。
- ・地域スポーツを支える長洲町スポーツ協会をはじめとした各種団体においては、会員数の減少や後継者不足などの課題を抱えており、生涯スポーツ社会の実現や健康づくりなどの推進に向けた指導者の育成や確保に向けた支援と併せ、団体の維持に向けた支援が求められます。
- ・スポーツ施設や学校体育施設は、日常的なスポーツや健康づくりの場として、多くの町民に積極的に利用されています。このため、町民のスポーツ活動推進に向け、スポーツ施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修・更新を行う必要があります。

◆施策の展開

ア スポーツによる共生社会の実現

《主な取り組み》

- 町内総合型地域スポーツクラブや町スポーツ協会などの関係機関と連携した各種事業の推進や各団体の体制整備
- 高等教育機関との連携によるスポーツを通じたまちづくりの推進
- スポーツ・文化を通じた健康づくりや地域の活性化の実現に向けたスポーツコミュニケーション※の設立、認知拡大
- スポーツ団体などの活動における支援

イ スポーツ環境の充実と推進

《主な取り組み》

- 総合スポーツセンター指定管理者との連携によるスポーツ環境の充実
- スポーツ指導者、スポーツ団体の育成に向けた研修会などの開催及び支援
- スポーツ施設の適正な維持管理及び施設の更新
- 部活動の地域移行（地域展開）に向けた運営体制の整備及び事業の実施

ウ B&G 財団との連携

《主な取り組み》

- B&G 財団の助成などを活用したスポーツ施設の維持管理
- 「B&G プラン」に基づく海洋性レクリエーション事業の実施
- B&G 財団施設設置自治体との交流事業の展開

◆関連個別計画

- ・長洲町スポーツ推進計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
町内スポーツ施設利用者数	人	158, 880	170, 000
総合型地域スポーツクラブ クラブ種目数	種目	16	20
海洋性レクリエーション参 加者数	人	61	120

※「スポーツコミッショն」：スポーツを通じた地域への訪問者の増加、住民によるボランティアや運動機会の創出などの活動を行うことで、地域に交流が生まれ、活性化に繋がる「スポーツツーリズム」を推進するため、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業などが一体となった組織の総称。

基本目標 4 強い産業を創出し魅力に満ちたにぎわいのあるまち

つくるまち① 豊かで強い農水産業が営まれるまち

◆施策の方針

- ・農水産業に取り組む担い手の確保・育成の支援を図り、生産活動の作業の効率化を推進するとともに、農水産業の生産基盤の維持・強化に努め、農水産物の生産性、収益性の向上を図ります。

◆現状と課題

- ・圃場整備事業を実施した農地に、暗渠排水整備を行う事業に取り組んできました。今後も農業生産基盤の維持・強化のため、圃場整備未整備地区の事業推進や農業水利施設などの機能保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ・各排水機場の維持管理に努めているところですが、経年劣化による機能低下や不具合などが生じています。今後も適正な維持管理に努め、計画的な改修、更新事業に取り組んでいく必要があります。
- ・農業経営体の高齢化による離農や経営規模縮小などが課題となっています。地域農業の維持・発展のため、担い手の確保・育成が必要です。令和6年度に策定した地域計画の実現に向けた継続的な地域の話し合いを実施し、農地の集約化などを推進していく必要があります。
- ・海苔養殖業では、地元企業が海苔乾燥施設を整備し、作業の分業化が図られています。引き続き、生産者、企業、関係団体の連携に対する支援を行い、生産性・収益性の向上を図り、担い手の確保・育成につなげていく必要があります。
- ・あさりの漁獲量が減少しており、資源回復を図るために、産官学連携により干潟環境保全の取り組み支援を実施しています。今後も熊本北部漁業協同組合が取り組む干潟環境保全、あさりの資源回復への取り組みに対して、関係機関と協力して支援していく必要があります。
- ・農水産業の多様な地域資源の付加価値を創出し、ブランド化を図るため、包括連携企業や関係機関と協力し、産官学連携による6次産業化や商品開発への取り組みを行う必要があります。

◆施策の展開

ア 持続可能な農水産業の振興

《主な取り組み》

- 産地生産基盤パワーアップ事業や町単独事業などによる農業機械導入、スマート農業導入支援による農作業の合理化、省力化への支援
- 新規就農支援センターなどの関係機関との連携により新規就農希望者に対して農業次世代人材投資資金などを活用した資金の確保、技術の習得などの支援

- 営農者の意向に沿った集落営農組織及び経営体の法人化に向けた支援
- 繙承支援事業を活用した農業経営体の経営継承に対する支援
- 担い手育成総合支援事業を活用した認定農業者、集落営農組織などの法人化支援、先進地視察、農業経営研修会などの実施による担い手の育成及び経営安定化の支援
- ミニトマト、トマトなどの施設園芸作物や果樹栽培経営体に対する生産活動支援及び資材価格高騰などの経営安定対策に向けた支援
- 熊本北部漁業協同組合及び国・県の関係機関との情報共有、連携による漁業者の経営継承、法人化に向けた支援
- 水産振興に向けた熊本北部漁業協同組合、民間企業との包括連携協定による調査及び実証への取り組み

イ 農水産業の生産基盤確保による生産性・収益性の向上

《主な取り組み》

- 県営第三腹赤地区圃場整備事業採択に向けた関係者及び農業者との調整・協議の推進
- 地域計画に基づく地域農業の将来を見据えた農地の集積・集約の推進
- 農地の持続的な有効利用のために非農地化の推進、耕作放棄地有効利用促進事業などを活用した支援
- 多面的機能支払交付金事業による農業施設及び農用地保全への管理支援
- 農業施設整備事業による農業者管理施設の維持保全の支援
- 土地改良施設維持管理適正化事業などを活用した排水機場の適正管理に係る予防保全の実施
- 水害の軽減に向けた治水対策における浦川導水路浚渫に係る関係機関との協議、実施
- 防災重点農業用ため池、その他農業用ため池の維持管理支援に対し管理者及びため池サポートセンターなどと連携した保全管理への支援
- 県営鷺巣地区ため池群整備事業の着実な実施に関する地元、関係機関との調整
- 国や県の補助金を活用し、熊本北部漁業協同組合が取り組むアサリなどの漁場資源の回復に向けた環境整備への支援

ウ 農水産業における6次産業化の推進

《主な取り組み》

- 包括連携企業や農業・漁業者などとの連携強化及び農水産物などの地域資源を活用した商品開発、加工・販売に向けた取り組みの実施
- 農水産物の加工や販売による付加価値の向上、地域資源のブランド化推進による所得向上に向けた取り組み支援

◆関連個別計画

- ・ 長洲町農業振興地域整備計画
- ・ 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
農林水産業新規就業者数(事業承継を含む。)	経営体	2	5
認定農業者等の経営耕地面積	ha	270	297
農水産物の商品化数	—	3	5

つくるまち② 「ながす金魚」を活かしたにぎわいのあるまち

◆施策の方針

- ・伝統産業である「ながす金魚」の生産基盤整備などを図り、金魚による魅力的なまちづくりを推進します。
- ・重要な観光資源である「ながす金魚」による観光振興を推進し、人が行き交うにぎわいのあるまちを目指します。

◆現状と課題

- ・後継者不足や社会情勢の影響により、すくい金魚や観賞用金魚の生産が衰退し、伝統産業である「ながす金魚」の存続が危惧されています。生産者、養魚組合と連携し、販路の拡大、事業承継、後継者育成支援に取り組む必要があります。
- ・「金魚のまち=ながす」の知名度向上に向けて、新聞・TVなどのメディアや町ホームページ・町LINE公式アカウントなどの情報発信媒体、「ふれきんちゃん」などを活用するとともに、「ながす金魚」を活用したプロモーション活動などの取り組みを継続していく必要があります。
- ・「ながす金魚」を核とする本町の観光拠点である「金魚の館（金魚と鯉の郷広場）」における「火の国ながす金魚まつり」や「金魚と鯉の郷まつり」を始めとするイベントの充実を図り、人の流れを促す必要があります。

◆施策の展開

ア 金魚養殖業の振興

《主な取り組み》

- 養魚振興事業及び金魚養殖業調査研究事業の実施
- 長洲町養魚組合などと連携した「ながす金魚」の県内外へのPR支援
- 各経営体の事業継承、後継者育成、法人化（起業化）などに係る長洲町養魚組合及び関係者との協議
- 愛知県弥富市や奈良県大和郡山市などとのネットワークを通じた「ながす金魚」販路拡大などへの支援

イ 金魚を活かした観光振興

《主な取り組み》

- 「金魚の館（金魚と鯉の郷広場）」の適正な維持管理及び施設設備などの充実
- 各種団体や包括連携協定企業などとの連携による「火の国ながす金魚まつり」、「金魚と鯉の郷まつり」を始めとするイベントや展示会などの開催
- 関係自治体との連携による相互のイベント、観光PRなどの交流活動
- 「金魚のまち=ながす」のPRに向けたメディアの活用、プロモーション活動

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
養魚業新規就業者	経営体	0	1
金魚と鯉の郷広場年間来場者 数	人	250, 000	300, 000

つくるまち③ 地域産業が発展し、雇用環境が充実したまち

◆施策の方針

- ・産業振興と雇用の場の確保に向け、関係機関と連携し、企業への設備投資支援などを通した企業誘致を推進します。
- ・関係機関などとの連携による中小企業の経営基盤の安定に向けた取り組みや新規創業による商業の振興を図ります。

◆現状と課題

- ・本町の経済動向は、人口減少や高齢化などの社会構造の変化、経済活動のグローバル化や市場ニーズの多様化において、新たな事業転換の模索やデジタル化の推進が求められています。
また、既存企業が生産性の向上や、工場増設・設備投資などによる持続的な発展、経営基盤の強化を図ることができるように支援する必要があります。
- ・魅力ある企業立地環境の情報発信などによる企業誘致や行政・企業・高等学校・各種団体と連携した取り組みにより雇用の確保を図る必要があります。

◆施策の展開

ア 誘致企業との連携による活性化と新たな企業誘致

《主な取り組み》

- 熊本県との連携による名石浜工業団地などへの誘致活動
- 既存企業の設備投資などに係る奨励金や税軽減措置などによる支援
- 企業等連絡協議会開催による企業間連携づくり

イ 町内雇用の確保

《主な取り組み》

- 関係機関と連携した若者などの求職者と町内企業とのマッチング
- 有明圏域定住自立圏や熊本連携中枢都市圏の関係自治体と連携した合同就職説明会などの開催
- 就職により新たな生活を始める若者の支援
- 求職者への求人情報の提供及び町内企業紹介による雇用支援

ウ 中小事業者の振興

《主な取り組み》

- 関係機関との連携などによる中小事業者の経営改善、事業承継及びDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向けた支援
- 若者などの起業・創業に向けた支援
- 中小企業振興の総合的かつ計画的な推進に係る関係機関との協議

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
企業誘致件数（増設・新規）	件	5 (令和 2 年度～令和 6 年度)	5 (令和 7 年度～令和 10 年度)
創業支援等年間相談件数	件	7	10
企業等連絡協議会参加者数	人	67	70
中小事業者振興計画の策定	—	未策定	策定

基本目標5 誰もがまちづくりに参画し人が輝くまち

つくるまち① 誰もがいきいきと個性と能力を発揮できるまち

◆施策の方針

- ・一人ひとりがかけがえのない人として、性別や性別による役割分担意識にとらわれることなく、相手の人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け取り組みます。

◆現状と課題

- ・男女共同参画社会に関する人々の意識は、時代とともに変わりつつあるものの、性別による役割分担意識や性差に関する偏見、これを反映した社会慣行などは依然として残っており、その解消に向けた意識の改革を図る必要があります。
- ・政策や方針決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠であり、政策の立案から実施にわたるすべての過程に、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の登用促進に取り組む必要があります。
- ・共働き世帯の増加、核家族化など家族形態の多様化が進む中、一人ひとりが仕事と家庭生活を両立できる環境の整備を図る必要があります。
- ・若年層から高齢層まで性別問わずすべての人が安心して日常生活を送ることができるよう、あらゆる暴力への予防と根絶のための取り組みが必要です。
- ・地域防災力の強化や災害対応に女性の視点は不可欠であるため、男女共同参画の取り組みとして、行政・地域・団体が連携し、平時からの備えなどに対する男女共同参画の視点を取り入れた意見の反映に向けて、積極的に働きかけていく必要があります。

◆施策の展開

ア あらゆる分野における女性の参画拡大

《主な取り組み》

- 男女共同参画講演会の開催などによる意識啓発
- 各種セミナー・講座などの周知及び支援
- 各種審議会や委員会などにおける女性委員の積極的な登用促進

イ 男女共同参画社会の実現に向けたワーク・ライフ・バランスの推進

《主な取り組み》

- 仕事と家庭の両立に向けた町民と企業・団体への周知啓発
- 働きやすい職場環境の整備推進に向けた優良事業所認定事業の実施
- 男性の育児・介護休暇の取得促進

ウ 男女共同参画の視点からの互いを尊重し支え合う暮らしの実現

《主な取り組み》

- 相談体制及び関係機関との連携の強化
- 危機管理部局と連携した男女共同参画の視点を取り入れた災害への備えの改善・見直し

◆関連個別計画

- ・第4次長洲町男女共同参画計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
各種審議会・委員会における女性委員登用率	%	34.5	40.0
企業実態調査における男性の育児休業取得率	%	40.0 (令和5年度実績)	50.0

つくるまち② 地域コミュニティ活動が活発に行われるまち

◆施策の方針

- ・地域における人と人とのつながりが希薄化する中において、行政区などにおける主体的な地域コミュニティの維持・活性化に向けた取り組みを支援します。

◆現状と課題

- ・各行政区の創意工夫により、地域活動は根付いている一方で、少子高齢化に伴う世代間交流の希薄化や行事参加者の固定化、役員のなり手不足などといった現状もあり、全世代において地域活動に参加できる体制や地域リーダーを育成するための支援を図る必要があります。
- ・デジタル化社会の進展により、各種行政手続きや地域活動などへのICT利活用に係る地域情報化の動きが加速しており、これらに対応した地域社会を形成する必要があります。
- ・人々の価値観やライフスタイルの変化により、地域活動の担い手となっている行政区や老人クラブ、婦人会、子ども会などの各種団体の消滅が進む中において、地域課題の解決に向けた団体存続への支援や団体の在り方を見直す必要があります。

◆施策の展開

ア 地域コミュニティの充実

《主な取り組み》

- 地域活力の再構築及び地域防災力の向上、地域デジタル環境の整備及びICT利活用の推進
- ボランティア活動の推進などに向けた町民活動保険への加入

イ 行政区組織の活性化に向けた地域力の向上

《主な取り組み》

- 一区一職員制度を活用した高齢者世帯の状況調査、災害時などにおける要支援者把握及び行政区内外要望調査などの実施
- 高齢者などを対象としたスマートフォン相談会の開催

ウ 地域における団体・組織の活性化

《主な取り組み》

- 地域コミュニティの維持に向けた行政区などの各種団体の在り方の検討
- 各種地域活動団体の存続に向けた支援

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
地域創生事業を活用した行政区数の割合	%	100	100

つくるまち③ 一人ひとりの個性と人権が尊重され、多様な人材が活躍するまち

◆施策の方針

- ・すべての町民が国籍や性別などにかかわらず、互いの人権を尊重し合える社会づくりを推進します。

◆現状と課題

- ・人権尊重の精神の育成は長い年月をかけて養い育てることが必要であり、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれの段階に応じた人権学習の機会を提供する必要があります。
- ・人権教育に終わりではなく、毎年新たな人権課題も生まれており、町民の人権意識を向上させるために、継続した人権教育の推進を図る必要があります。
- ・長洲町においては在留外国人の増加に伴い、町民一人ひとりが異なる民族・国・地域の文化などについての正しい知識と広い視野をもって外国人との相互理解を深めると共に、外国人が暮らしやすく、活動しやすい多文化共生社会の実現を目指す必要があります。
- ・日本語学習に関する先進事例などについて共有・相互利用を推進し、外国人との円滑なコミュニケーションの実現に向けた環境づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開

ア 人権教育の推進

《主な取り組み》

- 各種講演会や勉強会開催による人権尊重の精神の涵養
- 人権問題に係る理解促進を図るための作品展開催や広報媒体を活用した普及啓発

イ 多文化共生社会の実現

《主な取り組み》

- 外国人相談窓口における外国人への生活支援相談、生活情報の提供など
- 地域日本語教室及び地域交流イベントなどの実施、支援
- 外国人受入事業者等連絡協議会における外国人が暮らしやすい環境の実現に向けた協議

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
外国人相談窓口での相談に係る解決率	%	100	100

外国人相談窓口での相談件数	件	575	600
地域日本語教室延べ参加者数	人	121	160
多文化共生に係る交流事業年間開催数	回	2	5

計画の実現に向けた行財政運営の方針

① 行政サービスの利便性の向上

◆施策の方針

- ・行政サービスへの満足度を高めるため、デジタル技術の活用による行政サービスの利便性の向上を図ります。

◆現状と課題

- ・デジタル技術の急速な進展に伴い、様々なサービスを自宅にいながら容易に利用できるようになるなど、社会全体でデジタル化の動きが加速しています。
- ・人口減少の進行による人的資源の不足が見込まれる中、行政においても、限られた資源で行政サービスの向上を図るために、デジタル技術の活用を推進していくことが求められています。
- ・幅広い世代に普及したスマートフォンを活用し、役所に行かなくてもいつでもどこでも簡単に手続きができるように行政手続きのオンライン化を積極的に推進します。
- ・デジタル技術を活用した行政サービスの提供を推進する中で、デジタルに不慣れな人が取り残されることがないように、デジタルツールに慣れ親しむ環境づくりに取り組むとともに、窓口での手続きにおいてもデジタル技術を活用した窓口業務の改善に取り組みます。
- ・デジタル技術を活用した行政サービスの利用を促進するため、町ホームページや町LINE公式アカウント、町公式アプリ『ながすアプリ』などを活用し、行政情報を迅速に、かつ、わかりやすく届けていきます。
- ・マイナンバーカードについては、保有率の向上やカードの更新に向けた啓発、今後のサービス拡充などの情報提供について適時行っていく必要があります。

◆施策の展開

ア 情報発信の充実

《主な取り組み》

- 広報紙やホームページを始め、町LINE公式アカウント、町公式アプリ『ながすアプリ』などのデジタルツールを活用した迅速、かつ、わかりやすい情報の発信
- ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した視覚的訴求力及び認知度の向上
- 住民座談会や一区一職員制度などを通じた町民ニーズの把握

イ 行政サービスのデジタル化

《主な取り組み》

- 申請や通知などの行政手続きのオンライン化を始めとする自治体DXの

推進

- 公金収納などにおけるコンビニ納付、キャッシュレス決済の普及
- 公開型 GIS*、オープンデータ*の取り組みの推進
- 生成 AI の導入及び府内グループウェアなどの更新による業務効率化の
推進
- マイナンバーカード取得及び更新の推進並びに活用の促進

◆指標

指標	単位	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
人口に対するマイナンバーカードの保有枚数率	%	県 80.4% 町 79.1%	熊本県の平均を 上回る。
「町 LINE 公式アカウント」・ 「ながすアプリ」の利用登録者数	人	LINE : 6,052 ながすアプリ : 455	LINE : 7,500 ながすアプリ : 7,500
デジタル技術を活用した行政サービスの利用の割合	%	5	70

* 「GIS (Geographic Information System/地理情報システム)」：位置に関する情報をもつたデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示して高度な分析を可能にする技術。公開型 GIS は、地方自治体が保有する位置情報などを利用者にわかりやすく提供する仕組み。

* 「オープンデータ」：国、地方自治体などが保有するデータのうち、誰もが容易に利用（加工、編集、再配布など）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用が可能なもの
- (2) 機械判読に適したもの (CSV 形式など)
- (3) 無償で利用できるもの

② 健全で効率的な行財政運営

◆施策の方針

- ・社会経済情勢の変化や多種多様な町民ニーズへの対応及び効率的で効果的な行財政運営を通して、将来に向けての町民満足度の高いまちづくりを推進します。

◆現状と課題

- ・人口減少や少子高齢化などの社会情勢の中で、「まちの将来像」及び「つくるまち」を実現するためには、組織の原動力である町職員にこれまで以上に高い能力と柔軟な対応力が求められます。
- ・人材の確保においては、公務員試験受験者の減少、内定辞退率の上昇など公務員の人材不足は深刻な問題になっています。そこで、多様な応募者を受け入れるための適応性を高めた選考方法の導入や経験者採用の拡大を図る必要があります。
- ・複雑化する業務内容や増加する業務量に対応するためには、デジタル技術を活用した業務の効率化・標準化を行うとともに、人材育成とマネジメントにより、意欲と能力を発揮できる職場環境づくりが必要です。
- ・組織全体で一貫した方針を持ち、職員が自身のキャリアを計画しやすい環境を整え、意欲や能力の向上を図るために研修プログラムを作成する必要があります。
- ・財政の見通しについては、人口減少による税収の減少、少子高齢化による社会保障費の増加が予想されることから、限られた収入の中で多様化する行政ニーズに効率的・効果的に対応していくためにも財政構造の弾力性は最重要課題となります。
- ・町民の生活圏や経済圏の広がりに加え、人口減少や少子高齢化、災害対応など、単独自治体による行政サービスの維持に困難を抱える中、大牟田市を中心とした有明圏域定住自立圏、熊本市を中心とした「熊本連携中枢都市圏」の関係自治体や近隣自治体との自治体の枠を超えた広域的な連携・協力を推進し、将来にわたって町民が安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めいく必要があります。

◆施策の展開

ア 効果的な行政組織と職員の人材育成

《主な取り組み》

- 町民に信頼され、町民のニーズに柔軟に対応ができる人材の確保と人材育成
- より質の高い行政サービスの提供に向けた職員研修の実施及び人材育成基本方針の改訂
- 新たな挑戦、改善への組織風土づくりに向けた組織づくり

- DXの推進による職員の働き方改革の推進
- ハラスメント防止対策の強化とワークライフバランスを推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりと健康管理の推進

イ 効率的な財政運営

《主な取り組み》

- 財政の見通しを踏まえた健全な財政運営の実施
- 税制改正などを踏まえた町税の適正な賦課及びICTを活用した収納率の向上
- 定期的な執行状況の把握、事業見直しによる経常経費の抑制
- 各種基金の適正な運用
- ポータルサイトの活用及び寄附者などへのプロモーションによる効果的な情報発信並びに新たな返礼品開発に向けた事業所誘致などを通したふるさと納税の獲得

ウ 広域的な町民ニーズに対応する広域連携

《主な取り組み》

- 有明圏域定住自立圏共生ビジョン、熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づく連携項目の推進
- 消防、ごみ処理、広域観光、結婚活動支援などの共同処理事務に係る連携
- 災害や観光振興などに係る相互連携

◆関連個別計画

- ・長洲町人材育成基本方針
- ・長洲町中期財政計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
研修実施後の職員の反応レベル（満足度・参加意欲）	%	—	80以上
年次有給休暇の平均取得日数	日	12.1	14.4
ふるさと納税寄附額	億円	6	8

③ 公共施設の適正な管理

◆施策の方針

- 中期財政計画との整合性を図りながら公共施設個別施設計画に基づく公共施設の効率的な改修などを実施します。

◆現状と課題

- 公共施設等総合管理計画の実行計画である公共施設個別施設計画を令和3年3月に策定し、今後10年間の施設更新、改修計画を定め、コストの削減効果額を約18億円と試算しています。
- 施設の更新・改修を進めていく上で、中期財政計画との整合性や、更新・改修の際の財源確保などが重要となります。

◆施策の展開

ア 公共施設の効率的な運営

《主な取り組み》

- 長洲町公共施設等総合管理計画に沿った施設の維持管理
- 町有地の必要に応じた貸付及び売却可能土地などの情報提供
- 施設の利用状況や維持管理コストの推移に注視した公共施設の開館時間及び使用料の見直し並びに集約化、複合化

◆関連個別計画

- ・長洲町公共施設等総合管理計画
- ・長洲町公共施設個別施設計画

◆指標

指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
公共施設等更新コストの削減額	億円	10.8	18.0